

令和2年12月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午前9時30分から午前10時40分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 15名
農業委員7名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子
農地利用最適化推進委員8名
11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 5番 加藤正博 6番 郡山信敏
会議書記 係長 小久保洋平

第2 議案第47号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。

議案第49号 農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。

議案第50号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。

議案第51号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第47号から議案第52号までの議案24件です。ご審議方よろしく申し上げます。1月の定例総会は28日(木)です。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、21日(木)にお願いする予定です。1月の4条・5条に係る調査委員会は、第2調査委員会です。よろしくお願い致します。ここでお知らせがございます。先ず、議案書

の47ページです。太陽光発電施設配置図及び排水計画図の差し替えをお願い致します。差し替えの理由と致しましては、現地を見に行きまして太陽光発電の設置なんです、建設水道課とも申請者が協議致しまして雨水排水対策については自然透過で十分だという事でしたが、南側に住宅があるという事で念を入れて検討いただいたところ集水柵を作りまして、自然透過プラス集水柵を設けて雨水排水対策しますという事でこのような計画図が出てまいりました。47ページ差し替えをお願いしたいと思います。あともう一つ、議案書の6ページでございます。農地法3条の所有権移転の関係の第3項、譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇さん、これにつきましては都合によりまして取下げがございましたので今回審議を致しません。以上2件について議案書の修正をお願いしたいと思います。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員7名中7名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、12月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですけれども議長から指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、5番加藤委員と6番郡山委員をお願いをしたいと思います。尚、本日の書記は事務局の小久保係長をお願い致します。

(議長) 議案第47号「農地利用最適化推進委員の委嘱について。」を議題とし、事務局長より説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 10月の総会において農地利用最適化推進委員の辞任についてご承認をいただきましたが、これを受けて事務局で新しい農地利用最適化推進委員の選任について事務を進めて参りました。その結果、高原町大字〇〇〇〇、鳥集公則氏を農地利用最適化推進委員として提案するものでございます。鳥集公則氏は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれで、蒲牟田区に居住されております。長年西諸広域行政事務組合で消防職員として勤務され、退職された後は地元の副区長等をされるなど地域の中心として活躍されている方で、蒲牟田区からの推薦を受けたものです。事務局でもご本人と面談致しましたが、人格にも優れた方で、積極的に農地利用最適化推進委員としての活動をしていただけると確信したところでございます。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより議案第47号の審議に入りたいと思います。何かご意見等はございませんか。

(ありませんの声)

(議長) 無いようですので、これを以て審議を終わります。これより採決します。議案第47号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第47号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は承認をされました。併せて、議席につきましては、高原町農業委員会規則第6条の「議席は、改選後、最初の会議において議長が決定する」を準拠させていただきたいと思ます。議席番号と所属する調査委員会は、村内さんを引き継ぐという形で、議席番号は「18番」、そして調査委員会は、「第3調査委員会」の所属とさせていただきます。ここで、新しく農地利用最適化推進委員に就任されました鳥集公則さんに入室をお願いしたいと思ます。

(鳥集公則氏入室 推進員委嘱状を交付 挨拶)

(議長) それでは続きまして、議案第48号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書の5ページをご覧ください。今回の農地法第3条による申請件数は3件です。ご説明致します。第1項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による親戚間の贈与で、田3筆、計1,897㎡ございます。調査委員は岡元委員です。第2項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、畑1筆、2,336㎡、売買価格は隣接する宅地と併せて150万円です。調査委員は坂元委員です。通常、農地取得には取得する面積と合計して50a以上の所有面積となる必要がありますが、今回取得する農地は農振法上の農用地以外の農地、いわゆる白地でございますので農地取得の下限面積は10aとなります。第3項は先程ご説明申し上げましたが、取下げとなっております。以上、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

(議長) それでは本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますのでその報告を求めます。第1項については、岡元委員に調査をお願いしておりますので、報告をよろしくをお願いします。

(岡元委員) 4番、岡元が報告致します。議案48号第1項の現地調査は12月19日土曜日、午前11時30分より行いました。12時から譲受人宅へ訪問して確認を行いました。譲渡人は宮崎市にいらっしゃるという事で電話で確認をしています。申請地は議案書の7ページの航空写真をご覧ください。場所は広原の農地3筆です。3年前までは雑草が多く、とても耕作できない状態だったんですが整備し、今年初めて耕作して良い水稲が出来たと譲受人の〇〇〇〇さんは言われてました。又、譲受人は農業機械としてトラクター、そして田植機等を所有されています。農作業は家族2名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営の集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題無いと判断致しました。これで報告を終わります。

(議長) はい、ありがとうございました。それでは第2項について、坂元委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(坂元委員) 13番、坂元が報告致します。議案第48号第2項の現地調査を12月23日午後3時半頃に聞き取りに伺いました。譲受人の〇〇〇〇氏宅に訪問し、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇〇氏は宮崎市の方にいらっしゃるの電話にて確認を行ったところです。申請地は議案書の8ページの航空写真をご覧ください。場所は大字広原の

畑1筆になってます。申請地の農地に農作業に行く道路が無いという事で、今回隣接地の宅地を併せて取得をされる予定だそうです。この方は新規就農者という事で、今のところ農作業従事者は本人1人という事になっているのですが、将来的には娘家族が近くに帰ってくるという事で一緒に従事していく予定との事でした。それから予定している主な作付けとしましては季節の野菜という事として、農業機械は管理機と軽トラックを所有しているという事ではありますが、〇〇〇〇氏の妻の実家が農業をされていて、そちらが農業を辞められてトラクターとかがあるのでそちらの方を借りる予定という事でした。地域経営体への集積等にも連携し、地域の話し合い活動にも参加して協力していきたいという事でした。特に問題は無いと判断致します。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第48号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第3項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第48号第1項から第3項については、申請どおり許可することに決定をしました。

(議長) 次に、議案第49号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案第49号については、議案書の11ページをご覧ください。第1項、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏による親子間の賃貸借です。畑1筆、2,451㎡、賃借料は10aあたり1,000円です。賃貸借期間は令和3年3月1日から令和18年2月29日までの15年間です。以上、受付審査の結果、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

(議長) 議案第49号第1項につきましては、西村委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(西村委員) はい、16番西村。49号の第1項の現地調査を12月21日月曜日に行いました。午後2時頃、譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇さん宅を訪問致しましたが、何しろ都城市高崎町ですので。畑は12ページの航空写真を見てください。県道有水線を行きますと高崎野尻線の県道に突き当たり、それを左に300mか400mくらい野尻方面に行ったところ。現地を見ましたところ、畑はロータリーかけを綺麗にされており特に問題無いと思えました。自宅の方を訪問しようと思って行くけど、何しろ今まで付き合いが無かったものですから聞いたりして、ようやく〇〇〇〇さんのところを訪ねてお父さんがいらっしゃいました。息子さんの方は仕事で留守でしたので、又改めて夜電話したら間違いないという事で。農機具等はトラクター、バインダーしかないという状況です。家族2名で経営されて、従事日数も満たされておりました。以上です。終わります。

(議長) 報告が終わりましたので審議に入りたいと思います。ご意見を賜りたいと思います。ご

意見はありませんか。

(事務局長) 事務局からも補足があります。(はい、事務局長) 通常、親子間だと使用貸借、親子やからお金はいらんよと使用貸借でございます。この方に確認致しましたところ、使用貸借の場合は期限が切れるとまた農業委員会に申請をして審議をしていただかないといかんと。この貸借だと自動更新であり、両方ともOKだという事なら、異論がなければ自動更新されるという事で、この方ずっと親子間でも貸借、反当り1,000円ですけど自動更新をされているという事のように。反1,000円もちゃんとお金も払っているという事でございます。そういう事で補足してご説明を申し上げます。以上でございます。

(議長) これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第49号「農地法第3条の規定による貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第49号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第50号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。それでは、事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書の14ページをご覧ください。今回の農地法第4条に関連する申請件数は6件です。ご説明申し上げます。第1項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、197㎡、露天駐車場を目的とした転用申請です。都市計画区域内用途区域外、農用地区域外の第2種農地です。当該申請地は、平成19年頃から経営する整骨院の駐車場として使用されており、農地パトロールにより許可を受けずに転用していることが判明し、農業委員会の指導により申請されたものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されております。第2項、〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、806㎡、農業用倉庫、露天駐車場、水稻育苗場を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農用地区域外の第2種農地です。当該申請地は、平成29年頃から農業用倉庫、露天駐車場、水稻育苗場として使用されており、農地パトロールにより許可を受けずに転用していることが判明し、農業委員会の指導により申請されたものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されています。第3項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、757㎡、露天駐車場、転回場、通路を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農用地区域外の第2種農地です。当該申請地は、平成30年頃から露天駐車場、転回場、通路として使用されており、農地パトロールにより許可を受けずに転用していることが判明し、農業委員会の指導により申請されたものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されています。第4項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、272㎡、庭地を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農用地区域外の第2種農地です。当該申請地は、平成8年頃から庭地として使用されており、農地パトロールにより許可を受けずに転用していることが判明し、農業委員会の指導により申請されたものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されています。第5項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、812

m²、庭地を目的とした転用申請です。都市計画区域内、準工業地域、農振地域外、第3種農地です。当該申請地は、平成20年7月頃から庭地として使用されており、農地パトロールにより許可を受けずに転用していることが判明し、農業委員会の指導により申請されたものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されています。第6項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、2,013m²、ゲートボール場、露天駐車場、回転広場を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農用地区域外の第2種農地です。当該申請地は、平成14年頃からゲートボール場、露天駐車場、回転広場として使用されており、農地パトロールにより許可を受けずに転用していることが判明し、農業委員会の指導により申請されたものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されています。以上は、農地法第4条第6項各号の不許可の要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第1調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を入木委員長にお願いします。

(入木委員長) はい。3番、入木が報告致します。令和2年12月18日13時半から第4条の議案第50号第1項から6項まで西村委員、真方委員、小久保主査と現地調査を行いました。先ず第1項ですが、転用目的は露天駐車場です。平成19年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の16ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の17ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致しました。続きまして第2項です。転用目的は農業用倉庫、露天駐車場、水稻苗置場です。平成29年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の19ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の20ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致しました。続きまして第3項です。転用目的は露天駐車場です。平成30年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の22ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の23ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いと判断致しました。続きまして第4項、転用目的は庭地です。平成8年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は25ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の26ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致しました。続きまして第5項です。転用目的は庭地です。平成20年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は28ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の29ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地、準工業地域となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いと判断致しました。続きまして第6項です。転用目的はゲートボール場、露天駐車場、回転広場です。平成14年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の31ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の32ページをご覧ください。申請地は農用地区域

外で第2種農地となっております。こちらの件に関しても地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致しました。あと、議案とは関係ないんですが、行ったら女の人が出てきて、奥さんですかね、「勝手に何も言わずに調査をしている」とちょっとクレームがあったもんですから、今度から一回声をかけてから現地調査をしたほうがいいんじゃないかと思いました。以上です。

(議長) ありがとうございます。それでは随行された委員の方のご意見はございませんか。

(西村委員) はい。(はい、西村委員) 只今の入木委員の報告の通り何も問題無いと思いました。以上です。

(真方委員) はい。(はい、真方委員) 17番真方です。今回6項まで随行致しましたが特に問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。それでは審議に入りたいと思います。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はありませんか。

(議長) 今回上がっている分については調査いただいた分の多分一部、誠意を以て上がってきた分だけだと思います。また今後ですね、是正されてない部分については農業委員会の方でまた通知なりをして追認という形にはなりますけれど、そういった周知をしていきたいとそういうふうに考えております。

(議長) ご意見が無ければこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第50号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項から第6項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第50号第1項から第6項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第51号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長より説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案第51号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」についてご説明致します。今回の農地法第5条に関連する申請件数は4件です。議案書の35ページをご覧ください。第1項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による、走行用クレーン置場、露天駐車場、通路を目的とした使用貸借で、畑2筆、計4, 161㎡、都市計画区域外、農用地区域外、第2種農地です。当該申請地は、平成6年頃から走行用クレーン置場、露天駐車場、通路として使用されており、農地パトロールにより許可を受けずに転用していることが判明し、農業委員会の指導により申請されたものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されていません。第2項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による太陽光発電施設設置を目的とした売買で、畑2筆、計2, 048㎡、売買代金120万円です。用途地域で第一種住居地域、農用地区域外、第3種農地です。第3項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による住宅建設を目的とした売買で、畑1筆、798㎡、売買価格は150万円です。都市計画区域内風致地区、農用地区域外、第2種農地です。なお、一般住宅の転用面積は500㎡が基本となっておりますが、当該申請地の南側が傾斜地となっていることか

ら、宅地面積を十分確保する理由から当該申請面積はやむを得ないと考えております。第4項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による太陽光発電施設設置を目的とした売買で、売買代金は120万円です。都市計画区域外、農用地区域外、第2種農地です。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第1調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を入木委員長にお願い致します。

(入木委員長) はい。3番、入木が報告致します。12月18日、第5条の議案第51号第1項から4項まで、西村委員、真方委員、小久保主査と現地調査を行いました。第1項ですが、転用目的は走行用クレーン置場、露天駐車場、通路です。平成6年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の37ページをご覧ください。配置図については議案書の38ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致しました。続きまして第2項ですが、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は議案書の40ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の41ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致しました。続きまして第3項ですが、転用目的は宅地です。申請地は議案書の43ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の44ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地、風致地区となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致しました。続きまして第4項ですが、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は議案書の46ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の47ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。ここでさっき差し替えた、自分たちが見に行ったときには最初の設計図でこれは問題ありだなと思って役場と相談して新たに集水桝を付けるという事で、そこで問題無いと自分は判断致しました。噴火があった時には大変だろうと思うような場所で、すぐ壊れるんじゃないかと。以上です。

(議長) ありがとうございます。それでは随行された委員の方たちの意見はございませんか。

(西村委員) はい。(はい、西村委員) さっきの入木委員の報告に特に問題は無いと思いましたが、50号の4項ですがそれこそ皆で排水はどうだろうか、水はどこに入るのかと話をしていました。以上です。

(真方委員) はい。(はい、真方委員) 17番真方です。1項から4項まで随行致しましたが、言われた通り問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) 以上で報告が終わりました。これより審議に入ります。ご意見はございませんか。

(加藤委員) 5番加藤です。(はい、加藤委員) 第2項の太陽光パネルの建設予定地は先程議案第48号の第2項ですか、航空写真で言うと8ページの申請地のすぐ横ですね。新規就農者で施設園芸やられるって話でしたけど、これは影響はないんですか。雨水とか。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) お答え致します。議案書の8ページ、それとこの40ページを比較いたしますと、加藤委員が仰いますように8ページの方で、この

太陽光発電施設の南側で農地の3条取得をされるという事で、南側だと太陽光発電で日陰とかになつたりしてちょっと心配かなと思ってましたが、北側ですので日陰等にはならなくて心配いらぬのかなと。後、雨水についても施設の排水路に流しますですのでそのあたりも心配いらぬのかなというふうに事務局としては考えております。それと3条取得の方も北側に太陽光発電施設が出来ることを十分承知をされております。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。

(大迫委員) いいですか。(はい、大迫委員) 12番大迫ですけど。40ページの①の部分は少し残るんですよね、真ん中あたりが。土地的には。さっきの8ページと繋がって。部分的に売ったっていう考え方で良いんですよね、〇〇〇〇さんが。切り売りしたみたいな感じですよ。

(事務局長) 一枚の畑を半分に割って切り売りしてます。

(大迫委員) 半分というか三等分くらいですか。

(議長) ②と書いてあるところがあるんですけど、これについては元々の境界が赤で引いた分でその分余計に耕していて航空写真で見るとこういう状態だという事です。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) これはちょっと航空写真が古いものですからあれなんですけどこの方々が、元々の畑を真っ直ぐにしましょうという事で交換されたみたいで、以前。斜めになってるところを半分に切って、交換して真っ直ぐな筆に分けましたと。前は丸くなっていたので使い勝手が悪いと。それで所有者の方が話し合いをされて丁度いい面積位で割ったという事で、実際の境界は本当は真っ直ぐになっているという事でございます。ですから今回太陽光発電施設を作るところはこの41ページの図面でいけば〇〇〇〇-〇〇〇〇を切り取った部分も一緒に入るという事です。航空写真は古いんですけど、現場では真っ直ぐ入ってますという事でございます。

(入木委員) 大迫さんが言うのは下の方のラインがこっちとこっちじゃ違うという事では。

(大迫委員) 間の部分は〇〇〇〇さんが続けて耕すんですか。

(議長) 間に隙間があるという事ですかね。

(入木委員) 線の引き方が違うだけですかね。

(事務局長) 若干間が空きますね。そのことです。

(大迫委員) そこは〇〇〇〇さんがするんですか。

(事務局長) そういう事です。隙間というか余裕をみてますと。以上でございます。

(議長) よろしいですか。これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第51号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項から第4項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第51号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項から第4項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書は50ページをご覧ください。今回の申請件数は、9件です。第1項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、畑3筆、計4筆10,227㎡、賃借料は年総額63,760円、賃貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の新規設定です。第2項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、4,093㎡、賃借料は年総額玄米8俵の現物払い、賃貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の新規設定です。第3項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆2,795㎡の使用貸借です。使用貸借期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間の新規設定です。第4項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田2筆、計2,163㎡の使用貸借です。使用貸借期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間の新規設定です。第5項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、畑5筆、計7,276㎡の使用貸借です。賃貸借期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の再設定です。第6項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田3筆、畑1筆、樹園地4筆の計15,041㎡の使用貸借です。賃貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の再設定です。第7項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田1筆、450㎡の賃貸借です。貸借期間は令和3年2月1日から令和8年1月31日までの5年間の新規設定です。相続人の過半同意を得ています。第8項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田3筆計12,577㎡の賃貸借です。貸借期間は令和3年2月1日から令和8年1月31日までの5年間の新規設定です。相続人の過半同意を得ています。尚、ただいまご説明致しました第7項、第8項は借受人、貸渡人ともに同じですが、第8項の農地3筆が、農地中間管理事業の重点実施地区であるため分けて提案するものです。第9項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆3,034㎡の賃貸借です。賃貸借期間は令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間の新規設定です。以上、説明致しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それでは、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第9項までの審議に入ります。ご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(はい、真方委員) 17番真方です。第1項の1haに対して賃借料が6万3千円とありますけど、ちょっと安いように思うんですけど何か理由があるのでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの賃貸借契約でございますがお二方の話し合いの中で決められたという事で、事務局としても若干安いかなと考えておりますが、〇〇〇〇さんが84歳という高齢でもありますので、誰か作ってくれる人がおいやればという事だったんだろうなと。地元で〇〇〇〇さんが大々の

に牛などをやってらっしゃると、奥さんも農業委員をされていたと信用的なものもあったのではないかと思います。以上でございます。

(議長) よろしいですか。標準的には畑が反5千円、田んぼが反一万っていう形で。ここについては田んぼと畑が混在しているので、そこあたりで決められたのかなというふうに思っております。

(議長) 他にはございませんか。

(ありませんの声)

(議長) これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第9項までについて、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、承認をされました。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもって、12月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立をお願い致します。「一同礼」。お疲れ様でした。お座り下さい。